

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 道人事委員会規則

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則.....	3
○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則.....	3
○公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○給与に関する人事委員会承認等の廃止・合理化のための関係人事委員会規則の整備等に関する規則.....	3
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	10
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則.....	10
○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則.....	11
○宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則.....	11

### 道人事委員会事務局長訓令

○北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則に基づく事務の専決規程の一部を改正する訓令.....	12
---	----

### 道人事委員会告示

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則による審査の請求の申請に必要な審査請求書その他の書面の様式の指定.....	12
○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定等の一部改正.....	13
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	13
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正.....	15
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正.....	15
○特地部局及びその級別の指定の一部改正.....	15

## 公布された規則のあらまし

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（北海道人事委員会規則11-16）

### 1 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定に基づき、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の審査の請求に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定することとした。

### 2 内容

- (1) 審査の請求は、審査請求書正副各1通を人事委員会に提出してしなければならないこととした（第2条第1項関係）。
- (2) 審査請求書に記載しなければならない事項を定めた（第2条第2項関係）。
- (3) 審査請求書には審査の請求をする者が記名しなければならないこととした（第2条第2項関係）。
- (4) 審査請求書には、必要と認める資料を添付することができることとした（第2条第3項関係）。
- (5) 審査請求書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、人事委員会にその旨を届け出なければならないこととした（第2条第4項関係）。
- (6) この規則に定めるものを除くほか、審査の請求に関し必要な事項は、人事委員会が定めることとした（第3条関係）。

### 3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

**職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則**（北海道人事委員会規則6-29）

### 1 趣旨

任命権者において新たな職を発令することに伴い、所要の改正を行うため、この規則を制定することとした。

### 2 内容

採用に係る選考の実施の権限を任命権者に委任する職に「管理栄養士」を追加することとした（別表第2関係）。

### 3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

**公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**（北海道人事委員会規則16-3）

### 1 趣旨

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則に定められた派遣先団体に新たな団体を追加するため、この規則を制定することとした。

### 2 内容

派遣先団体に「社団法人北海道総合研究調査会」を追加することとした（別表第1関係）。

4月23日～6月30日は「いなかのこどもをのびのびと育てよう運動」の特別推進期間です。

## 3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

**給与に関する人事委員会承認等の廃止・合理化のための関係人事委員会規則の整備等に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 1037）**

## 1 趣旨

給与関係の諸手続の一部について、人事委員会の事前の承認、協議等を廃止し、任命権者が主体的、機動的な業務管理を行うことができるようにするため、この規則を制定することとした。

## 2 内容

## (1) 給与の支給に関する規則の一部改正

期末、勤勉手当の一時差止処分に係る協議を廃止し、人事委員会への通知に改めることとした（第28条の3関係）。

## (2) 通勤手当に関する規則の一部改正

通勤手当の特別料金の支給に関する基準を定め、原則として個別承認を廃止することとした（第10条関係）。

## (3) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

ア 級別資格基準表の「正規の試験」欄の適用に係る個別承認を廃止することとした（第5条関係）。

イ 行政職給料表9級以上等の職務の級及び人事交流等による採用者等の給料月額の設定について、原則として個別承認を廃止することとした（第10条、第16条等関係）。

## (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則の一部改正

派遣期間中における給与の支給割合の変更に係る個別承認を廃止することとした（第3条関係）。

## (5) 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正

特定の号俸に決定する場合の個別承認を廃止することとした（第4条関係）。

## (6) 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正

第2条第2項に定める任期付職員について、試験採用者相当として取り扱う場合の個別承認を廃止することとした（第7条関係）。

## 3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

**給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7 - 1038）**

## 1 趣旨

新たに給料の調整額を措置する職及び当該職に適用する調整数を定めるため、この

規則を制定することとした。

## 2 内容

総務部職員厚生課に勤務する診療放射線技術者に給料の調整額を措置することとし、当該職に適用する調整数を2とすることとした（別表第1関係）。

## 3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

**通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7 - 1039）**

## 1 趣旨

通勤手当認定簿の様式を改正することとするため、この規則を制定することとした。

## 2 内容

回数券等を使用して交通機関等を利用する区間がある交替制勤務に従事する職員等に係る平均1箇月当たりの通勤所要回数及びその算出式を記載する欄を新たに設けることとした（別記第2号様式関係）。

## 3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

**単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7 - 1040）**

## 1 趣旨

職員の単身赴任の実態等にかんがみ、単身赴任手当の加算額を改定することとするため、この規則を制定することとした。

## 2 内容

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額について、その区分の一部を細分化し、額を引き上げることとした（第4条第3項関係）。

## 3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

**宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7 - 1041）**

## 1 趣旨

北海道執務時間規則の改正に併せて、所要の改正を行うため、この規則を制定することとした。

## 2 内容

宿日直手当の額が割増される日に係る規定の整備を行うこととした（第3条第2項関係）。

## 3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

## 道 人 事 委 員 会 規 則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

### 北海道人事委員会規則11 - 16

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づき、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害(以下「災害」という。)に対する補償の審査の請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査の請求)

**第2条** 法第5条第1項の規定による審査の請求は、審査請求書正副各1通を人事委員会に提出してしなければならない。

2 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、審査の請求をする者(以下「請求者」という。)が記名しなければならない。

- (1) 請求者の氏名、住所及び請求者と災害を受けた者との続柄又は関係
- (2) 災害を受けた者の氏名、生年月日、住所並びに災害発生当時の所属学校及び職
- (3) 代理人を選任したときは、その者の氏名
- (4) 請求者が文書の送達を受けるべき場所、郵便番号及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。)
- (5) 災害に対する補償に関する当局の措置
- (6) 審査の請求の趣旨及び理由
- (7) 審査の請求の年月日

3 審査請求書には、必要と認める資料を添付することができる。

4 審査請求書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、速やかに、書面で、人事委員会にその旨を届け出なければならない。

(補則)

**第3条** この規則に定めるものを除くほか、審査の請求に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

### 北海道人事委員会規則6 - 29

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則(北海道人事委員会規則6 - 6)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中第17号の次に次の1号を加える。

(18) 管理栄養士

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

### 北海道人事委員会規則16 - 3

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則(北海道人事委員会規則16 - 1)の一部を次のように改正する。

別表第1中「社団法人北海道消費者協会」を「社団法人北海道消費者協会 社団法人北海道総合研究調査会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給与に関する人事委員会承認等の廃止・合理化のための関係人事委員会規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

### 北海道人事委員会規則7 - 1037

給与に関する人事委員会承認等の廃止・合理化のための関係人事委員会規則の整備等に関する規則

（給与の支給に関する規則の一部改正）

**第1条** 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 280）の一部を次のように改正する。

第28条の3中「、人事委員会に協議」を「その旨を書面で人事委員会に通知」に改める。

第28条の4の見出し中「手続等」を「手続」に改め、同条第2項を削る。

第28条の5中「、理由を付して」を削る。

第28条の6中「（次条において「処分説明書」という。）」を削る。

第28条の7を削る。

（通勤手当に関する規則の一部改正）

**第2条** 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 284）の一部を次のように改正する。

第10条中「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第12条中「次に掲げるもの」を「特別急行列車等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること」に改め、同条各号を削る。

第15条及び第16条第2号中「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

**第3条** 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 405）の一部を次のように改正する。

目次中「（第44条・第45条）」を「（第43条の2 - 第45条）」に改める。

第2条第1号中「いずれか一の」を「いずれかの」に改める。

第5条第2項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「前3号のいずれか」を「前号」に、「人事委員会が」を「人事委員会の」に改め、同号を同項第2号とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 級別資格基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

第10条第1項中「次に定めるところにより」を「級別資格基準表に定める資格基準に従い」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項第2号」を「前項」に、「認められ、かつ、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは」を「認められるときは、人事委員会の定めるところにより」に改める。

第12条第2項中「例によるもの」の次に「（同条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の区分によるものとする。）」を加え、「同表の」を「初任給基準表の」に改める。

第14条第1項中「（職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）」を削り、「この項」の次に「及び第28条第1項第1号」を加え、「、第2号」を削り、同項第1号中「及び第2号」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「第5条第2項第4号」を「第5条第2項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 第5条第3項の規定の適用を受ける者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数（基準号俸が職務の級の最低の号俸（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。第5号及び第28条第1項第1号において同じ。）以外の号俸である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数）

第14条第1項第5号中「（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。）」を削る。

第15条の見出し中「ほう」を「方」に改める。

第16条中「あらかじめ人事委員会の承認を得て」を「人事委員会の定めるところにより、」に改め、同条第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同条第8号中「人事委員会」を削り、「と認める」を「者として人事委員会が定める」に改める。

第18条を次のように改める。

**第18条** 削除

第19条第1項中「次に定めるところにより」を「級別資格基準表に定める資格基準に従い」に改め、「1級上位の職務の級」の次に「（同表の表中の資格基準を「別に定める」としてされている場合で人事委員会の定めるときに限り、上位の職務の級）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

第19条第1項各号を削り、同条第2項中「前項第2号」を「前項」に改め、同条第3項中「場合であらかじめ人事委員会の承認を得た」を「と認められる場合であつて、人事委員会の定めるところによる」に改める。

第20条中「から第3号までの一」を削る。

第21条第1項中「あらかじめ人事委員会の承認を得て」を「人事委員会の定めるところにより、」に改める。

第22条第3項中「前2条」を「前3条」に改める。

第24条第1項中「第10条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては」及び「それぞれ」を削る。

第26条第1項中「第10条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては」を削る。

第28条第1項第1号中「第14条第1項第3号」を「第14条第1項第2号」に改め、「掲げる者」の次に「並びに同項第3号に掲げる者で基準号俸が職務の級の最低の号俸であるもの」を加え、同条第2項中「あらかじめ人事委員会の承認を得て」を「人事委員会の定めるところにより」に、「承認を得た」を「定める」に改める。

第29条第1項第3号中「一の」を「いずれかの」に改め、同項第7号及び第8号中「あらかじめ」及び「承認を得て」を削る。

第35条第2項中「に規定する」を「の規定による昇給に係る」に、「1年」を「1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）」に改め、「得た数」の次に「に相当する数」を加える。

第37条中「により昇給させるには、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない」を「による昇給は、人事委員会の定めるところにより行うものとする」に改める。

第39条第1項第2号中「承認を得た」を「定める」に改める。

第44条の前に次の1条を加える。

（報告）

**第43条の2** 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者又はその委任を受けた者に対し、職員の職務の級及び給料月額の設定等に係る事項について報告を求めることができる。

附則第2項中「第5条第2項第4号」を「第5条第2項第2号又は第3項」に改める。

附則第4項中「給料月額」の次に「の規定若しくは調整、昇給期間の短縮」を加える。

別表第2アの行政職給料表級別資格基準表の表中

8級	8級	9級	10級	11級
2	2	別に定める	別に定める	別に定める
15	15	別に定める	別に定める	別に定める
2	2	別に定める	別に定める	別に定める
18	18	別に定める	別に定める	別に定める

を に改める。

2	2	別に定める	別に定める	別に定める
20	20	別に定める	別に定める	別に定める
2	2	別に定める	別に定める	別に定める
24	24	別に定める	別に定める	別に定める

別表第2イの公安職給料表級別資格基準表の表中

8級	8級	9級	10級
2	2	別に定める	別に定める
15	15	別に定める	別に定める
2	2	別に定める	別に定める
18	18	別に定める	別に定める
2	2	別に定める	別に定める
20	20	別に定める	別に定める
2	2	別に定める	別に定める
24	24	別に定める	別に定める

を に改める。

別表第2ウの海事職給料表級別資格基準表の表中

4級	4級	5級
4	4	別に定める
9	9	別に定める
4	4	別に定める
12	12	別に定める
別に定める	別に定める	
別に定める	別に定める	
別に定める	別に定める	

を に改める。


別表第2エの大学教育職給料表級別資格基準表の表中

4 級	4 級	5 級
3	3	別に定める
9	9	
3	3	別に定める
12	12	
3	3	
9	9	
3	3	
12	12	

を

に改める。

別表第2オの高等学校教育職給料表級別資格基準表の表中

2 級	2 級	3 級	4 級
0	0	別に定める	別に定める
0	0	別に定める	別に定める
0	0	別に定める	
0	0	別に定める	
0	0		
2.5	2.5		
2.5	2.5		
別に定める	別に定める		
別に定める	別に定める		
別に定める	別に定める		

を

に改める。

別表第2カの中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表の表中

2 級	2 級	3 級	4 級
0	0	別に定める	別に定める
0	0	別に定める	別に定める
0	0	別に定める	

0	を	0	別に定める	に改める。
0				
0				
別に定める		別に定める		

別表第 2 キの研究職給料表級別資格基準表の表中

4 級	を	4 級	5 級	に改める。
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	

別表第 2 クの医療職給料表(1)級別資格基準表の表中

2 級	を	2 級	3 級	4 級	に改める。
6		6	別に定める	別に定める	
6		6			

別表第 2 ケの医療職給料表(2)級別資格基準表の表中

6 級	を	6 級	7 級	に改める。
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める	別に定める	

別に定める	別に定める	別に定める

別表第2コの医療職給料表(3)級別資格基準表の表中

5 級	5 級	6 級	7 級
-----	-----	-----	-----

別に定める	を	別に定める	別に定める	別に定める	に改める。
別に定める		別に定める	別に定める	別に定める	
別に定める		別に定める			

別表第6キの研究職給料表初任給基準表の備考中「第5条第2項第3号に掲げる」を「第5条第3項の規定の適用を受ける」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則（北海道人事委員会規則16-0）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「期間中の給与」の次に「の支給割合」を加え、「定める額」を「定める支給割合」に改め、同項第1号中「派遣の日」を「派遣日」に、「職員としての給与」を「派遣前給与」に、「報酬が月額以外で定められている場合にあっては、その額を月額に換算した額」を「月額によらない場合は、月額に換算したものに」、「当該一般の派遣職員」を「当該職員」に、「あるとした」を「あるものとした」に、「貸与されない場合にあっては」を「貸与されないときは」に、「場合は」を「場合には」に、「給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額」を「次の表に定める支給割合」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員 あらかじめ人事委員会と協議して定める支給割合

第3条第2項中「前項」の次に「の規定」を加え、「報酬等」を「派遣先の勤務に対して支給される報酬」に、「当該職員の派遣の日」を「派遣日」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 第1項第2号の規定に基づく支給割合が定められるまでの間における同号に規定する職員の給与の支給割合の決定については、あらかじめ個別に人事委員会と協議して行うものとする。

4 条例第3条第1項の規定により派遣の期間を更新される一般の派遣職員の更新の日以後の給与の支給割合は、当該更新の日を派遣日とみなし、前3項の規定により再決定するものとする。

第3条に次の1項を加える。

5 第1項、第3項又は前項の規定により決定された給与の支給割合は、派遣期間中は変

更しないものとする。ただし、次の各号に掲げる額が著しく変動した場合において、特に必要があると認められるときは、その日を派遣日とみなし、第1項から第3項までの規定により当該支給割合を再決定するものとする。

- (1) 派遣先の勤務に対して支給される報酬の額
- (2) 支給割合の算定の基礎とされた在勤基本手当の月額  
(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

**第5条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（北海道人事委員会規則18-0）の一部を次のように改正する。

第4条第1項後段及び第2項後段を削る。

（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

**第6条** 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（北海道人事委員会規則19-0）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「者として人事委員会が認めた」を「と認められる」に、「以下この条」を「次項」に改め、同条第2項中「第10条第1項第2号」を「第10条第1項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に第3条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第5条第2項第2号、第3号若しくは第4号の規定に基づき改正前の規則別表第2に定める級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分を適用されている者に対する第3条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2に定める級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則第5条第2項第2号の規定による人事委員会の承認を得た試験の結果に基づき、同号の規定による人事委員会の承認を得た方法により選択されてこの規則の施行の日以後に職員となる者に対する改正後の規則別表第2に定める級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分及び改正後の規則別表第6に定める初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用並びに改正後の規則第14条第1項の規定による給料月額の決定については、なお従前の例による。  
(北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正)
- 4 北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（北海道人事委員会規則3-3）の一部を次のように改正する。  
第2条中第16号から第37号までを次のように改める。

- (16) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405。以下「初任給等規則」という。）第9条各号の規定に基づき、在級年数として取り扱うことができる期間について承認すること。
- (17) 初任給等規則第23条第3項の規定に基づき、給料月額について承認すること。
- (18) 初任給等規則第25条第1項第2号（初任給等規則第27条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、給料月額について承認すること。
- (19) 初任給等規則第30条第2号の規定に基づき、昇給期間を短縮する期間について承認すること。
- (20) 初任給等規則第31条の規定に基づき、昇給期間を短縮する期間について承認すること。
- (21) 初任給等規則第42条の2の規定に基づき、給料月額について承認すること。
- (22) 初任給等規則第43条の規定に基づき、給料の訂正について承認すること。
- (23) 初任給等規則附則第3項ただし書の規定に基づき、必要経験年数について承認すること。
- (24) 初任給等規則附則第4項の規定に基づき、給料月額、昇給期間を短縮すること及び職務の級について承認すること。
- (25) 初任給等規則別表第6のキ研究職給料表初任給基準表の備考の規定に基づき、同表備考に掲げる区分の適用について承認すること。
- (26) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（以下第26号の10までにおいて「運用通知」という。）第10条関係の規定に基づき、職務の級について承認すること。  
(26の2) 運用通知第16条関係の規定に基づき、給料月額について承認すること。  
(26の3) 運用通知第19条関係第4項の規定に基づき、昇格について承認すること。  
(26の4) 運用通知第21条関係第2項の規定に基づき、昇格について承認すること。  
(26の5) 運用通知第28条関係第2項の規定に基づき、昇給期間を短縮する職員及び期間について承認すること。  
(26の6) 運用通知第28条関係第4項の規定に基づき、昇給期間を短縮することについて承認すること。  
(26の7) 運用通知第29条関係第6号の規定に基づき、昇給期間を短縮する期間について承認すること。  
(26の8) 運用通知級別資格基準表関係第2項第2号アの規定に基づき、経験年数として取り扱うことができる期間について承認すること。  
(26の9) 運用通知級別資格基準表関係第3項の規定に基づき、昇格について承認すること。  
(26の10) 運用通知学歴免許等資格区分表関係第4項の規定に基づき、学歴免許等の資格

として取り扱うことについて承認すること。

- (27) 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 280。以下「給与支給規則」という。）第15条第3項の規定に基づき、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当整理簿の様式について承認すること。
- (28) 給与支給規則第24条第3号、第28条第1項（給与支給規則第29条の7第1項において準用する場合を含む。）又は第28条の2第2項の規定に基づき、これらに準ずる者と認めるものについて承認すること。
- (29) 給与支給規則別表第1第6号の規定に基づき、給与を減額しない場合について承認すること及び承認を与える期間について定めること。
- (30) 給与条例及び支給規則の運用について（次号において「運用通知」という。）第6の第3項第2号又は第3号の規定に基づき、疾病についてあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準により認定すること。
- (30の2) 運用通知第10の第9項第4号の規定に基づき、期間の計算について任命権者からの協議に応ずること。
- (31) 調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 288）第4条第5号の規定に基づき、法人について承認すること。
- (32) 住居手当の運用等について第5の2の規定に基づき、異動又は部局の移転（職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者あっては、当該適用）の直前の住居であった住宅に準ずる住宅について任命権者からの協議に応ずること。
- (33) 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 284。以下「通勤手当規則」という。）第10条、第15条若しくは第16条第2号又は通勤手当に関する規則の運用について（第35号において「運用通知」という。）第16条関係第2項の規定に基づき、通勤が困難であるものについて承認すること。
- (34) 通勤手当規則第11条、第14条又は第16条第2号の規定に基づき、特別急行列車等を利用する経路に変更が生じないときの転居後の住居に準ずる住居について承認すること。
- (35) 運用通知第12条関係第3号の規定に基づき、通勤事情の改善について承認すること。
- (36) 単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 754）第5条第2項第1号から第5号まで（同項第7号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は単身赴任手当に関する規則の運用について（次号において「運用通知」という。）第5条関係第6項第1号若しくは第2号の規定に基づき、職務の遂行上住居を移転せざるを得ない職員又は職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができない職員について承認すること。

(37) 運用通知第8条関係第2項又は第3項の規定に基づき、任命権者からの協議に応ずること。

第2条中第37号の2から第38号の8までを削り、同条第38号の9中「の特例を」を削り、同号を同条第38号とし、同条第39号の2中「と協議する」を「からの協議に応ずる」に改め、同条第39号の3を削り、同条第40号中「旅行命令（依頼）簿及び」を「旅行命令簿等又は」に改め、「の特例を」を削り、同条第41号中「と協議する」を「からの協議に応ずる」に改め、同条第42号中「基づく」を「基づき、」に、「と協議する」を「からの協議に応ずる」に改め、同条第43号中「定額を」を「定額について」に改め、同条第49号中「承認する」を「任命権者からの協議に応ずる」に改め、同条第50号中「第3条第4項」を「第3条第3項」に、「を変更することについて承認する」を「について任命権者からの協議に応ずる」に改め、同条に次の1号を加える。

(53) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める事項

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉本堅治

北海道人事委員会規則7 - 1038

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 188）の一部を次のように改正する。

別表第1中

北海道保健福祉部薬務課	麻薬取締員	3	を
-------------	-------	---	---

北海道総務部職員厚生課	診療放射線技術者	2	に改める。
北海道保健福祉部薬務課	麻薬取締員	3	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉本堅治

別記第 2 号様式中

氏名				所属				事実発生年月日	平成	年	月	日
住居								提出年月日	平成	年	月	日
								受理年月日	平成	年	月	日
順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券回数券その他の別	1 箇月の運賃等の額の算出基礎	1 箇月の運賃等の額			運賃改正による 1 箇月の運賃等の額				
	交通機関等の名称	利用区間						年月日改正	年月日改正	年月日改正	年月日改正	年月日改正

を

氏名				所属				事実発生年月日	平成	年	月	日
住居								提出年月日	平成	年	月	日
								受理年月日	平成	年	月	日
順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券回数券その他の別	1 箇月の運賃等の額の算出基礎	1 箇月の運賃等の額			運賃改正による 1 箇月の運賃等の額				
	交通機関等の名称	利用区間						年月日改正	年月日改正	年月日改正	年月日改正	年月日改正

に改める。

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の通勤手当に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 4 月 1 日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

**北海道人事委員会規則 7 - 1040**

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 754）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 1 号中「300キロメートル」を「200キロメートル」に改め、同項中第 8 号を第 10 号とし、第 3 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 2 号中「500キロメー

ル」を「400キロメートル」に改め、同号を同項第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 400キロメートル以上500キロメートル未満 1万5,000円

第 4 条第 3 項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 200キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 4 月 1 日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

**北海道人事委員会規則 7 - 1041**

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 285）の一部を次のように改正する。  
 第 3 条第 2 項中「午前 9 時から午後 1 時」を「午前 8 時 45 分から午後 0 時 45 分」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**道人事委員会事務局長訓令**

**北海道人事委員会事務局長訓令第1号**

庁 中 一 般

北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則に基づく事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

北海道人事委員会事務局長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則に基づく事務の専決規程の一部を改正する訓令

北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（北海道人事委員会規則3-3）に基づく事務の専決規程（平成3年北海道人事委員会事務局長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

表の給与課長の欄第1項中「第2条第20号」を「第2条第18号若しくは第26号の2又は第19号若しくは第26号の6」に改め、「給料月額」の次に「又は昇給期間の短縮」を加え、「を承認する」を「の承認を行う」に改め、同項第8号中「医療職給料表(一)」を「医療職給料表(1)」に改め、同項第9号中「医療職給料表(二)」を「医療職給料表(2)」に改め、同項第10号中「医療職給料表(三)」を「医療職給料表(3)」に改め、同欄第2項中「第2条第36号」を「第2条第30号」に改め、同欄第3項中「第2条第49号」を「第2条第50号」に、「給与の支給割合の承認」を「協議への対応」に、「派遣の日」を「派遣日」に改め、「(10)」の次に「まで」を加え、「の給与の支給割合を承認する」を「に係る協議への対応を行う」に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**道 人 事 委 員 会 告 示**

**北海道人事委員会告示第2号**

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（北海道人事委員会規則11-16。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、審査の請求の手續に必要な審査請求書その他の書面の様式を次のとおり定める。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

**第1号様式（規則第2条関係）**

審 査 請 求 書

平成 年 月 日

北海道人事委員会 様

請求者氏名

（又は代理人氏名 ）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。

記

- 1 請求者
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 請求者と災害を受けた者との続柄又は関係
- 2 災害を受けた者
  - (1) 氏名
  - (2) 生年月日
  - (3) 住所
  - (4) 災害発生当時の所属学校及び職
- 3 文書の送達を受けるべき場所及び郵便番号
- 4 電話番号
- 5 災害に対する補償に関する当局の措置
- 6 審査の請求の趣旨及び理由
- 7 審査の請求の年月日

- 備考1 この審査請求書は、正副各1通を提出すること。
- 2 代理人によって審査請求をする場合は代理人の資格を証明する書面（委任状等）を添付すること。
- 3 記載事項6「審査の請求の趣旨及び理由」は具体的かつ詳細に記載すること。なお、長文にわたるときは別紙に記載して添付すること。
- 4 この記載事項に変更を生じたときは、審査請求書記載事項変更届出書（第2号様式）により、速やかに届け出ること。

**第2号様式（規則第2条関係）**

審査請求書記載事項変更届出書

平成 年 月 日

北海道人事委員会 様

請求者氏名  
(又は代理人氏名)

平成 年 第 号公務災害補償審査請求事案について、審査請求書の記載事項に変更を生じたので、次のとおり届け出ます。

記

備考 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

**北海道人事委員会告示第3号**

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）等の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

- 昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部改正
  - 第2項中「医療職給料表(-)」を「医療職給料表(1)」に改め、第3項中「医療職給料表(二)」を「医療職給料表(2)」に改め、第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次のように加える。
    - 本庁の総務部職員厚生課に勤務する診療放射線技師である職員
      - 第4項中「医療職給料表(三)」を「医療職給料表(3)」に改める。

- 昭和48年北海道人事委員会告示第7号（児童自立支援専門員、児童生活支援員及び児童指導員の初任給基準表）の一部改正
  - 「別表第6のイ」を「別表第6のア」に改める。
- 昭和60年北海道人事委員会告示第8号（職業訓練指導員の初任給基準表）の一部改正
  - 「別表第6のイ」を「別表第6のア」に改める。
- 昭和61年北海道人事委員会告示第12号（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく保育士等の級別資格基準表）の一部改正
  - 「別表第二のイ」を「別表第2のア」に改め、

8級	8級	9級	10級	11級
2	2	別に定	別に定	別に定
18	18	める	める	める

2	2	別に定	別に定	別に定
16	16	める	める	める
2	2	別に定	別に定	別に定
18	18	める	める	める
2	2	別に定	別に定	別に定
20	20	める	める	める
2	2	別に定	別に定	別に定
15	15	める	める	める
2	2	別に定	別に定	別に定
18	18	める	める	める
2	2	別に定	別に定	別に定
18	18	める	める	める
2	2	別に定	別に定	別に定
20	20	める	める	める

を

に改める。

**北海道人事委員会告示第4号**

平成13年北海道人事委員会告示第13号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

石狩支庁管内の項中

厚田村大字厚田村字発足	発足小学校	3	を削
り、渡島支庁管内の項中			
函館市蛾眉野町	蛾眉野小学校	2	、
函館市蛾眉野町	蛾眉野中学校	2	
松前町字清部	清部小学校	2	、

「福島町字千軒	千軒小学校	1	」及び	「網走市字能取	能取小学校	1	」
「森町字姫川	姫川小学校	1	」を削	網走市字卯原内	卯原内小学校	1	」を
り、檜山支庁管内の項中				網走市字卯原内	第五中学校	1	」
「奥尻町字稲穂	稲穂小学校	4	」を削	網走市字二見ヶ岡	二見ヶ岡小学校	1	」
り、後志支庁管内の項中				「網走市字卯原内	西が丘小学校	1	」
「真狩村字美原	美原小学校	2	」及び	網走市字卯原内	網走市西部地区共同調理場	1	」に改
「喜茂別町字中里	双葉小学校	2	」を削	網走市字卯原内	第五中学校	1	」
り、空知支庁管内の項中				め、			
「北竜町字碧水	碧水小学校	1	」を削	「斜里町字越川	越川小学校	2	」を削
り、上川支庁管内の項中				り、胆振支庁管内の項中			
「和寒町字西和	西和小学校	2	」及び	「大滝村字本町	大滝小学校	2	」を削
「和寒町字大成	大成小学校	1	」を削	大滝村字北湯沢温泉町	北湯沢小学校	2	」
り、留萌支庁管内の項中				り、「優徳小学校」を「大滝小学校」に改め、			
「留萌市大字留萌村字留萌原野17線	藤山小学校	1	」及び	「白老町字森野	森野小学校	4	」及び
「初山別村字有明	有明中学校	2	」を削	白老町字森野	森野中学校	4	」
り、宗谷支庁管内の項中「稚内市大字声問村字声問」を「稚内市声問5丁目」に、「浜頓別町字浜頓別」を「浜頓別町南3条4丁目」に、				「穂別町字富内	富内中学校	2	」を削
「浜頓別町字頓別	浜頓別中学校	1	」を	り、日高支庁管内の項中「三石第二中学校」を「三石中学校」に改め、			
「浜頓別町北4条1丁目	浜頓別中学校	1	」に、	「三石町字旭町	三石第一中学校	1	」及び
「浜頓別町字戸出」を「浜頓別町旭ヶ丘3丁目」に改め、網走支庁管内の項中				「様似町字幌満	幌満小学校	2	」を削
「網走市字嘉多山	嘉多山小学校	2	」を削	り、十勝支庁管内の項中			
り、				「芽室町祥栄西14線	祥栄小学校	1	」を削
				り、釧路支庁管内の項中			
				「浜中町大字後静村字奔幌戸	奔幌戸小学校	2	」及び
				「標茶町字虹別原野	中虹別小学校	3	」を削

る。

**北海道人事委員会告示第5号**

平成13年北海道人事委員会告示第14号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉本堅治

渡島支庁管内の項中

「	木古内町字札苅	札苅小学校	」を
	木古内町字泉沢	泉沢小学校	
	木古内町字釜谷	釜谷小学校	

削り、上川支庁管内の項中

「	当麻町1433	北星小学校	」を
---	---------	-------	----

削り、網走支庁管内の項中

「	北見市豊地	豊地小学校	」を
---	-------	-------	----

「	北見市川東	紋別養護学校きたみ学園分校	」に
	北見市豊地	豊地小学校	

改め、日高支庁管内の項中

「	静内町緑町3丁目	平取養護学校静内ペテカリの園分校	」を
---	----------	------------------	----

「	静内町ときわ町1丁目	平取養護学校静内ペテカリの園分校	」に
---	------------	------------------	----

改める。

**北海道人事委員会告示第6号**

平成13年北海道人事委員会告示第15号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉本堅治

網走支庁管内の項中

「	北見市相内町	相内中学校	」を
「	北見市相内町	相内中学校	」に
	北見市相内町	相内小学校親子共同調理所	

改める。

**北海道人事委員会告示第7号**

平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地位局及びその級別の指定）の一部を次のように改正する。ただし、道職員給与と条例関係の表根室支庁管内の項の改正規定は、平成15年3月17日から適用する。

平成15年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉本堅治

道職員給与と条例関係の表檜山支庁管内の項中

「	上ノ国町字大留	函館土木現業所江差出張所ダム整備室	2	」を
---	---------	-------------------	---	----

削り、後志支庁管内の項中

「	蘭越町名駒町	名駒診療所	3	」を
---	--------	-------	---	----

削り、留萌支庁管内の項中

「	天塩町字ウブシ	留萌保健所天塩支所ウブシ駐在所	4	」を
---	---------	-----------------	---	----

削り、宗谷支庁管内の項中「稚内市大字声間村字声間」を「稚内市声間3丁目」に、

「	浜頓別町字浜頓別	宗谷森づくりセンター	2	」を
	浜頓別町字浜頓別	稚内保健所浜頓別支所	2	
	浜頓別町字戸出	宗谷家畜保健衛生所	2	
	浜頓別町字戸出	天北農業試験場	2	
	浜頓別町字戸出	稚内土木現業所歌登出張所頓別事業所	2	

「	浜頓別町南2条2丁目	宗谷森づくりセンター	2	」に
	浜頓別町中央北	稚内保健所浜頓別支所	2	
	浜頓別町緑ヶ丘8丁目	宗谷家畜保健衛生所	2	
	浜頓別町緑ヶ丘8丁目	天北農業試験場	2	
	浜頓別町緑ヶ丘7丁目	稚内土木現業所歌登出張所頓別事業所	2	

改め、根室支庁管内の項中「中標津町桜ヶ丘1丁目」を「中標津町字中標津」に改める。

警察職員給与条例関係の表札幌方面管内の項中「様似町会所町」を「様似町大通2丁目」に改め、函館方面管内の項中「松前町字白神」を「松前町字荒谷」に改め、旭川方面管内の項中「浜頓別町字浜頓別」を「浜頓別町大通5丁目」に、「稚内市大字声問村字声問」を「稚内市声問3丁目」に改め、釧路方面管内の項中「上士幌町字糠平北区」を「上士幌町字糠平南区」に改める。

---